

茨市推第 318 号  
令和2年5月23日

各コミュニティセンター  
指定管理者 代表者 様

茨木市 市民文化部  
市民協働推進課長 小西 哲也

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除並びに大阪府緊急  
事態措置の緩和を踏まえた本市の対応等について（お知らせ）

日ごろから、各コミュニティセンターの管理運営に格別のご尽力とご協力を  
いただき厚くお礼申し上げます。

標記について、国では、令和2年5月21日、緊急事態措置を実施すべき区域  
や基本的対処方針が変更されたほか、大阪府では、国の緊急事態宣言の区域解除  
を受けて、これまで実施してきた緊急事態措置を原則解除されました。

本市では、5月22日開催の茨木市新型コロナウイルス対策本部において、市  
主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会の対応及び公共施設等の対  
応について、現在の措置を5月31日まで継続することと決定いたしましたの  
でお知らせいたします。

また、6月1日以降のイベント等の開催については、府等の感染予防ガイド  
ライン等に基づいた適切な感染防止対策等を行うことを条件に可能とするのと  
ともに、市公共施設については、6月1日から全施設を原則、開館いたします。

さらに、市公共施設において、一部利用できない設備等を含む開館の状況等  
については、別添「市公共施設の休館状況一覧表」のとおりであるほか、図書  
館本館及び分館については、一部条件を付けて5月23日から開館することと  
しております。

なお、コミュニティセンターの6月1日の開館に向けた準備をしていただき  
ますようお願いいたしますとともに、施設の開館にあたり、業種別ガイドライン  
を踏まえた対応が求められていることから、出来るだけ早期に、感染予防等を踏  
まえた運用についての基準を改めて送付いたしますので、送付後、6月1日以降  
の利用者に対して、周知していただきますようお願いいたします。